

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

報告者 (設置者 又は 管理者)

住所 〒

氏名

電話

秋田市屋外広告物条例(第5条・第7条)に基づく(新規・継続・変更等)許可申請に伴う屋外広告物の点検結果について、次のとおり報告します。

1 広告物等の概要

許可日	年 月 日	許可番号	秋田市指令都 第 号
設置日	年 月 日	点検日 ※1	年 月 日
表示(設置)の場所	秋田市		

※1 やむを得ない理由がある場合を除き、点検は許可の申請をする日前**3カ月以内**に行ってください。

2 点検項目

点検箇所	点検内容 ※2	異常		異常およびその改善措置の内容 ※3	措置 ※4	
		有	無		済	未
上基 部礎 構部 造・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無		済	未
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有	無		済	未
	3 鉄骨さび発生、塗装の老朽化	有	無		済	未
支 持 部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有	無		済	未
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有	無		済	未
取 付 部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無		済	未
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無		済	未
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有	無		済	未
広 告 板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無		済	未
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無		済	未
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無		済	未
照 明 装 置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無		済	未
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無		済	未
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無		済	未
そ の 他	1 装飾、振止め棒、鳥よけその他の付属部品の腐食、破損	有	無		済	未
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無		済	未
	3 その他点検した事項()	有	無		済	未

※2 点検方法・記載方法については、**注意事項(裏面)**を参照してください。

※3 異常がある部分については**改善措置**を講じた上で、その前後の状況を撮影した**カラー写真**を添付してください。

※4 改善措置が未対応の場合は、その理由と今後の措置予定について「3 特記事項」欄に記入してください。

3 特記事項

異常がある広告物等の改善措置をしない理由	今後の措置予定の内容
	年 月 日までに 改善・除却 します。

上欄の点検結果は、事実と相違ありません。

点検者 (管理者 又は 屋外広告士等の資格者) ※5

資格 屋外広告士・建築士・規則で定める者(規則第12条の2)

住所 〒

氏名

電話

※5 管理者以外の者が点検する場合は、必ず**資格を有する者**が行い、その**資格者証の写し**を添付してください。

〈 注意事項 〉

- 1 この屋外広告物安全点検報告書(以下、「点検報告書」という。)の**報告者の氏名**は、法人の場合は法人の名称および代表者の役職・氏名を記入し、報告してください。
- 2 点検を行った「管理者」が報告者として報告することも可能です。
報告者と点検者が同一の場合でも、報告者欄と点検者欄の両方に「管理者」の記名をしてください。
- 3 点検報告書に記載する**点検時期**は、やむを得ない理由がある場合を除き、許可の申請をする日前3カ月以内に行ったものが有効です。
- 4 **点検者になれる者は**、原則として条例第9条に基づく「管理者」です。
管理者以外の者が点検を行う場合は、広告物の高さに関わらず、「屋外広告士」、「建築士」または「規則で定める者(点検技能講習の修了者)」のいずれかの資格者が行った点検結果のみ有効です。(条例第11条の2、同条例施行規則第12条の2)
- 5 点検者欄には、点検者が記名の上、点検者の該当する資格に○印をしてください。
なお、**管理者以外の者が点検を行う場合は、「屋外広告士」、「建築士」又は「規則で定める者(点検技能講習の修了者)」の資格者証の写し**を添付してください。
- 6 点検にあわせて**管理者を変更**する場合は、新たな管理者の**資格者証の写し**を添えて**屋外広告物設置者(管理者)変更届出書(様式第22号)**又は**屋外広告物設置者(管理者)氏名等変更届出書(様式第24号)**を別途提出してください。
- 7 点検報告書の作成にあたっては、国土交通省都市局公園緑地・景観課による「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」および屋外広告事業者団体による「屋外広告物点検基準(案)」を参考に点検を行い、その結果を記入してください。
 - ・ **屋外広告物の安全点検に関する指針(案)**
(国土交通省URL) http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html
 - ・ **屋外広告事業者団体による屋外広告物点検基準(案)**
(国土交通省URL) <http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/okugaikoukokuguideline160428.html>
(一般社団法人日本屋外広告業連合会URL) <http://www.nikkoren.or.jp/katsudo/renkei.html>
- 8 **点検項目欄**には、該当する各項目ごとに**異常がある場合は「有」に、異常がない場合は「無」**に○印をしてください。
- 9 点検で異常を確認した部分については、改善措置を講じた上で、その前後の状況を撮影したカラー写真を添付してください。
- 10 点検で異常を確認した項目には、その**改善措置について実施済みの場合は「済」に、未対応の場合は「未」**に○印をしてください。
- 11 緊急性がある場合を除き、広告物等の異常について**未対応の場合は**、その理由と今後の予定(概ね許可申請後**3カ月以内**に措置すること。)を「**3 特記事項**」欄に記入してください。
なお、広告物等に異常があり、改善措置をしないで継続許可申請をした場合は、必要な措置を講じた上で、**屋外広告物安全点検報告書に基づく改善完了報告書(様式第34号)**を市長に提出しなければなりません。
- 12 広告物等の種類により、**該当しない点検項目の区分・点検内容欄**には**斜線**を入れ、点検対象外であることを明示してください。
- 13 点検対象の広告物等が複数ある場合や表示(設置)場所が数カ所にわたるなどの理由により、この様式に**書き切れない場合は、別紙**を用いて記入してください。